

市長への手紙 ご意見とその回答(令和4年9月)

質問	<u>子育てについて</u> 物価の高騰が続き、コロナも治らず、生活が厳しいです。 少子化と言われている中で児童手当だけではオムツ、ミルクなどでなくなってしまう、幼稚園に入るにはその他諸々かかり、小学校も色々かかってきます。 前にニュースで児童手当3人目以上は6万などとやっていましたが、本当にそれが実現できるのであれば子どもは増えると思います。 龍ヶ崎市独自でなにか子育てについて現金ではなく、クーポンなどでもいいので検討していただけないでしょうか。
回答	物価高騰等が続き、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て中の皆さまにおかれましては、家計への負担が重くのしかかり大変ご苦労されていることと存じます。 ご意見にございました「児童手当3人目以上の6万円支給」につきましては、現時点で、増額の改定をするとの国からの連絡はございません。 現在、子育て世帯の経済支援策として、物価高騰等で経済的に大変な影響を受けている低収入の住民税世帯非課税の世帯を対象とし、児童ひとりあたり5万円を給付する「子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」を受け付けております。 申請に際しましては世帯の状況により提出していただく書類が複数ございますので、お手数でもこども家庭課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。 【担当:こども家庭課】

質問	<u>龍ヶ崎市のコロナウイルス感染者数の開示について</u> 常日頃、市民の健康・安全に注力した行政を実践いただいております。感謝申し上げます。 さて、過日茨城県としての新型コロナウイルス感染者の全数把握・公表を取りやめにした以降、龍ヶ崎市の感染状況が県の公表から表示されなくなりました。 私たち市民は市内の感染拡大または収束状況を鑑みながら日頃の生活で最善の注意を払いながら活動しております。 特にサークル活動を主導している私自身として、参加者からは一人の感染者数も発生させない様子を付けております。 保健所ではデータを持っていると思いますので、是非とも市内の感染者発生数を日々、市のホームページ等に公表願いたくよろしくお願い致します。
----	---

	す。
回答	新型コロナウイルス感染症の患者数につきましては、茨城県が取りまとめを行っており、その結果を県公式ホームページ等で公表するとともに、県内の市町村やマスコミに対してデータ提供を行っております。 当市の公式ホームページにおける患者数データにつきましても、この提供データの中から市民の皆さま向けに龍ヶ崎市の数値のみを抽出して、お知らせしてきたところです。 報道等でもご承知のとおり、茨城県では感染拡大により発熱外来や保健所業務が極めて切迫した状況を踏まえ、令和4年9月2日から当面の間の緊急避難措置として、感染症法第12条に基づく発生届の提出を「重症化リスクのある方のみ」に限定することとしました。 このに伴い、市町村別の新規感染者数のデータ公表・提供も行われなくなったため、当市の公式ホームページにおける情報提供につきましても、更新を中止せざるを得ない状況となっております。 今後、県における発生届の提出が従来の方式に戻り、市町村別患者数データの公表・提供が再開された際には、市公式ホームページにおける市内患者数の発生状況につきましても更新を再開したいと考えておりますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。 「第7波」の感染も未だ収束していない状況にありますので、皆さまにおかれましては、引き続き「人の集まる場でのマスク着用」「充分な換気」「ソーシャルディスタンスの確保」「こまめな手指消毒」といった基本的な感染防止対策へのご協力をお願いいたします。 【担当:健康増進課】

質問	<u>子どもの医療費について</u> どうか、医療費を無償化していただけませんか。 子育てしやすい街を『りゅうほー』で載せるなら子ども医療もっと改善して頂きたいです。 保育園に通っていたりすれば、風邪をすぐもらったりいろんな種類の病気になることも多々あります。 内科や皮膚科、眼科に耳鼻科、歯科医院、同じところに何回も通うわけではないので毎回お金を払うと高くなります。 もっと、子どもの未来と子育て世代に優しい街を期待しております。 改善、ご回答、宜しくお願いします
回答	当市では医療福祉費支給制度(通称:マル福)で子どもの医療費の一部助成をさせていただいております。

	マル福は、茨城県の補助を受けて実施している医療費助成制度で、支給決定にあたっては、所得制限が設けられています。 対象者及び対象の補助については、小学生までは外来と入院、中・高校生は入院のみとされています。 自己負担金につきまして、県の定めるところにより、外来は医療機関ごとに一日あたり自己負担の上限を 600 円としており、ひと月に 3 回目以降の自己負担はございません。また、調剤につきましても自己負担はございません。 入院につきましては、医療機関ごとに一日の上限が 300 円、ひと月 3,000 円までとなっており、外来・入院とも医療機関ごとに上限が設けられています。 現在、当市独自の事業として、小学校卒業後も中・高生を対象とした外来の助成を実施し、マル福制度の拡充を図っております。さらに、所得制限の基準を超えた方に対し、県と同等の助成もしております。 今後におきましても、県の事業と市の独自事業と併せて、医療費助成に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 【担当:保険年金課】
--	---

質問	<u>保育園利用要件に【妊娠中の全期間から産後 8 週】を加えてほしい</u> 件名に挙げた通り、妊娠中は第一子が保育園を使えるように制度変更を検討していただきたくお手紙を書きました。 私自身、6 月に龍ケ崎市に引っ越してきたばかりですが、龍ケ崎市の子育て支援センター等、子育て環境の良さに日々大変感謝しています。 引っ越し先を牛久市と迷いましたが、龍ケ崎にしてよかったと思っており、定住先としても龍ケ崎を考え始め、龍ケ崎市のさらなる取り組みに期待しています。 以下、理由 ・子育て環境日本一を目指すならば、兵庫県明石市の素晴らしい環境整備に続いてほしいです。(明石市では「妊娠中または出産後で休養が必要である」と入園可能のようです。) ・なぜ必要と思うかについて(私の場合) 妊娠中はつわりの他、妊婦の血圧や血糖のコントロール不良、早産傾向など、大小様々なトラブルを抱えながら過ごす妊婦が存在します。 すごく健康でトラブルが少ない方でも何かしら我慢を強いられていると思います。 私の場合、妊娠中はつわりのために嘔吐を繰り返し体重が 1 ヶ月で 5 キ
----	---

口落ち、シャワーを浴びるのも 5 日に 1 回がやっと、食べ物を受け付けず、リンゴジュースを少し飲むだけで起き上がることもままならない日々を過ごしました。

仕事は母健連絡カードを医師に書いてもらい 3 ヶ月間休みました。

そんな経験をした私も現在、第二子がほしいと希望しています。

しかし、龍ヶ崎市では、妊娠しても第一子を正規に保育園に預けることができません。

いくらつわり等がひどく、息子の面倒を一切見ることができなくなったとしても、「保育の必要性がない」と位置付けられてしまいます。

世の中でなぜここまでつわり等妊娠中のトラブル全般が軽くみられているのか、経験者としては不思議でなりません。

この不安について相談をしても、一時保育の利用や子育てサポーターさんの利用で乗り切って…と言われてしまいます。

しかし、そんな妊娠中の過酷な状態の中、一時保育の毎月の申請をしたり、回数制限等、保育園やサポーターさんの空き事情に合わせてあちこちに通わせたり、そんなことをこなせる自信はありません。

子どもにもいつも別々の慣れない環境で辛い思いをさせてしまいそうです。

私には子育てを頼れる家族がいません。

私と同じように妊娠出産産後の 1 番大変な時にも家族親戚の手を借りれず、第二子を諦めなくてはいけない人が少なからずいるかと思います。

また、少し話が変わりますが、育休を一度復帰して産休育休に入ると第一子がそのまま預けられて、復帰せずに続けて第二子を産んだ場合には預けられないこと(産前産後期間のみ可)にも不平等を感じます。

どちらも幼く活発な第一子と、生まれたての 24 時間お世話が必要な第二子を産後のボロボロの心身で育てていることは同じなのに、長い育休をとってしまうと保育の必要性がないと判断されてしまうのはなぜなのでしょう。

せめて、妊娠がわかってから産後 8 週(できれば半年くらい)までは、家庭の事情に合わせて保育園を選択肢にできたらいいなと思います。

子育てを応援したいと思っていただけるのでしたら、未来の妊婦さんのため、龍ヶ崎市の少子化対策のためにも、ぜひ制度を一度検討しなおしてみただけいたら嬉しいです。

検討していただいても、私のことには間に合わないと思います。

何か良い方法があれば教えてください。

私の思い違いもあるかもしれませんが、何かあればご指摘いただけれ

	ばと思います。 また、論点が違うかもしれませんが、パブリックコメントとしても同意見を提出したいと考えています。 前期基本計画の中で「保育の需要はおおむね満たされている」との見解が書かれていますが、私のように将来的な需要はあるのに抜け落ちている市民がいることを伝えたいと思っています(なかなか時間がとれないので期日までに提出できるか分かりません)。 時間がとれない中、必死な思いで書いたので、まとまりのない長文になり、失礼いたしました。 お手数おかけしますが、よろしくお願いいたします。
回答	お子さまの妊娠期間中はさぞご心労だったことと拝察申し上げます。 妊娠・出産の事由による保育園の申請可能期間として、当市では労働基準法で定める産前・産後休業期間(産前・産後 2 か月の最長 5 か月間)を参考に設定しておりますが、体調不良によりお子様の保育ができない場合は、医師の診断書等により家庭での保育が困難であることが確認できれば、保育の必要な事由として申請することも可能としております。 ご提案いただいたとおり、当該期間を妊娠中の全期間に広げることで保育園の利用対象となる方が増え、潜在的な保育ニーズへの対応も可能になると存じます。一方で、新たに出産直前であっても空きがなく待機となる方が増えることは避けられません。 当市としましては、早急に保育の必要がある方の入園機会を確保するためにも、産前・産後期間の利用対象を限定させていただき、妊娠中の症状や期間等の個別事情に応じ、申請いただけるよう対応しているところです。 当市保育事業計画につきましては、現在の保育所入所状況や申請状況等から総合的に評価しております。 今後も支援を必要とするお子さまに関する様々なニーズ等を伺いながら、子育て環境の充実に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 【担当:こども家庭課】

質問	<u>テニスコートについて</u> 本日15時から若柴テニスコートを予約しておりましたが、その前に使用していた方たちが15時を過ぎても全くやめる気配がなく、ずっとテニスが続いていたため使用できませんでした。 このような事はつくばや牛久のテニスコートでは1度もありません。完全に龍ヶ崎市の管理不足だと思います。
----	---

	若柴は今までも時間を過ぎても使い続けている方を目にしたことがあります。 次の人が来なければやってもいいだろう、と言ったように見えます。 追加の支払いもせず無断使用していることについてどうお考えでしょうか？ 気持ちよくコートを使用できるよう、カメラの設置や見回りを希望いたします。
回答	この度はテニスコートの予約をしていたにもかかわらず、ご利用できなかったとのこと申し訳ございませんでした。 当市のスポーツ施設を管理している指定管理者に確認しましたところ、前の利用者が予約時間が15時までのところ予定時間以降も利用していたとのことでした。 指定管理者よりこの利用者に対し、次の予約者が利用できなかったことを伝え、利用時間を守るよう厳重に注意いたしました。 今後このようなことがおこらないよう指定管理者と情報を共有しながら、ニューライフアリーナ龍ヶ崎及び松葉コミュニティセンターの窓口において再発防止の注意喚起をより一層強化してまいります。 【担当：スポーツ都市推進課】

質問	<u>コミュニティセンターの場所取りについて</u> いつも楽しく皆さんとコミセンで活動しております。 体操、踊りなど老化防止、体力維持、友好活動、元気で動けることへ感謝しております。 現在はペーパーレスの時代に、場所とりは毎回順番に交代で行っています。 場所がとれないと皆さんに悪いので、段々時間が早くなり、9時受付に8時から並ぶようになりました。歩きや自転車の人は、雨や強風など大変な作業です。 使用許可書も当日使用する日に提出することになり、二重の負担です。 もう少し手軽に予約できませんか。 ワクチンもスマホで予約できますよね。
回答	現在、コミュニティセンターの利用予約の開始時期は、各コミュニティセンターの対象区域内で活動する団体の場合、利用予定日の1か月前より各コミュニティセンターの窓口において、対面により受け付けしております。 利用団体の多くの皆さまには、開館時刻の9時前から、時には雨風や寒暑の気候のなかを整然と並んでお待ちいただいているとお聞きしており、あらためて皆さまのご協力に感謝申し上げます。

	お話をいただきましたスマートフォンなどを活用したシステムによる予約方法は、手軽に予約が取れるなどの利便性が認められる一方で、主にコミュニティセンターを利用する高齢者世代を中心とするスマートフォンの取扱いを苦手と感じる方々には、操作への不安などにご負担を感じるとの意見もいただいております。 今後、従来までの窓口での予約方法とスマートフォンを活用したシステムによる予約方法の双方について、様々なご意見と実情等を考慮しつつ、より良い予約方法が提供できるよう検討してまいりたいと考えております。 また、お気づきの点がありましたら、ご意見いただけますと幸いです。 【担当：コミュニティ推進課】
--	--

質問	<u>こども園、学校の感染対策について</u> こども園、学校の感染対策の見直しをしていただきたいです。 今の感染対策は子どもたちの健全な育ちを阻害しているように感じ不安です。 今やマスクのデメリットも分かってきました。 オミクロン BA.5 まできて重症率、死亡率も格段に減りました。 ウイルスは変異と共に弱毒化します。 市長も今一度マスクの効果、今のコロナの実態、子どものマスクによる心身の健康被害を是非調べていただいて、どうお考えかお返事が欲しいです。 私はマスク、黙食等の感染対策は子ども達の健全な育ちより優先するものではないと思います。 また、市民へはマスク、ワクチンではなく、まず免疫を強化する為に普段の食事、生活習慣の改善をお願いして欲しいです。 まず感染対策の基本はそこからだと思います。
回答	新型コロナウイルスの感染予防対策としまして、幼稚園、小学校は文部科学省から、保育所は厚生労働省からの通知をもとに、各対応をお願いしているところです。 両省からは、基本的な感染対策として、引き続き、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底していく必要があるとの指針が示されております。 国の指針では、未就学児のマスク着用に関しまして、2歳以上の小学校就学前の幼児には、マスクの着用を一律には求めず、無理に着用させないとされております。

本市では、これまで、両省からの通知やQ&Aなどをもとに、一律にマスクの着用を求めるのではなく、子ども一人ひとりの発達の状況等を踏まえて行われるべきものとして、各施設に対し、「2歳未満児のマスクの着用は避けること、また、マスクを着用している子どもに対しては、マスクの着用によって息苦しさを感じていないか、十分に確認すること」と指導しております。

これにより、各園では状況に応じた対応をしており、多くの園ではマスクを着用しないで活動しております。

また、小中学生に関しまして、制限付きではありますが、授業参観が行われたり、運動会への保護者参加が可能になったり、校外活動ができるようになったりと、少しずつ改善が図られているところです。

当市としましては、まず、子どもたちが安全・安心に園や学校等での生活を送れることを第一に考え、国や県の動向と感染状況を適切に判断し対応してまいります。

また、ご指摘にもあるように食生活や生活習慣を見直すことは重要であると考えております。今後、園や学校等を通じて子どもたちには伝えていきたいと思っております。

【担当:指導課・こども家庭課】